

高田日報

〔行發日三十二〕
本報創刊於大正十一年一月一日
社址 高田市本町一丁目
電話 二二二二
定額 一月三圓 三月九圓 半年一五圓 一年二八圓
零售 每份五分
印刷 高田印刷局
代印 各種印刷物
代刷 各種刷摺
代製 各種帳簿
代製 各種封筒
代製 各種名刺
代製 各種信箋
代製 各種帳簿
代製 各種封筒
代製 各種名刺
代製 各種信箋

検査員研究會

新井町動物検査所管内生産検査員
研究會は廿二日午後一時か
ら所轄上で開き左記四件につ
き研究會合せ開會した
一、別貯蔵に關する件
一、品評會出品米に關する件
一、變質米處分に關する件
一、物品整理に關する件

皇后陛下御安産

皇太子殿下御誕生

今朝六時三十九分宮中にて 速報に民草の萬歳

八千萬國民が齊しく御待ち申し上げた
皇后陛下の御慶事は今二十三日午前六
時三十九分左記宮内省告示の如く御恙
あらざられず皇太子殿下御誕生あらせ
られ高田市に於てはかねての豫定通り
中央電氣會社のサイレンを以て市民に
速報したが皇太子殿下の御誕生に全上
越は殊のほかの喜び民草何れも國旗を
掲げて奉祝氣分漲つて居る

△宮内省告示第三十號

皇后陛下本日午前六時三十九分宮城に於て御分媿親王御誕生あ
らせらる

昭和八年十二月廿三日

御體重御身長

御體重
御身長

宮内大臣 湯 淺 倉 平
(宮内省發表)皇太子殿下の御體重及び御身
長は左の如くである
三、二六〇グラム(八百十五匁)
五〇、七センチ(一尺六寸七分弱)

社説

皇子御降誕

皇位は皇室典範の定むる所に依
り皇太子孫之を繼承すと帝國憲
法第二條に又大日本國皇位は祖
宗の皇統にして男系の男子之を
繼承すと皇室典範第一條に明記
されてありますからこの御降誕
の御王様は御生れながの皇
太子であらせられます。御降誕
陛下、御祖陛下のお喜びは如
可なりであらせられませう一つ

御生れ乍らの皇太子

歡びの餘り飯も通らず

◆川合高田市長謹話

新井の祝意

市内各學校 奉祝の遙拜

皇位は皇室典範の定むる所に依
り皇太子孫之を繼承すと帝國憲
法第二條に又大日本國皇位は祖
宗の皇統にして男系の男子之を
繼承すと皇室典範第一條に明記
されてありますからこの御降誕
の御王様は御生れながの皇
太子であらせられます。御降誕
陛下、御祖陛下のお喜びは如
可なりであらせられませう一つ
皇太子殿下御降誕の報に全國は舉
我々國民八千萬待ちに待ち申し上
げた皇太子御降誕の報に全國は舉

宮内省は、大正10年の度量衡法改正を受けて、身長と体重をメートル法(センチ、グラム)で発表しましたが、昭和8年当時の多くの大人にとっては尺貫法のほうがイメージしやすく、『高田日報』はカッコ書きで尺貫法表記を併記しています。
※ ただし、体重の換算を間違えたようで、1匁=3.75gなので、正しくは 3,260グラム(870匁)とすべきところです。